資料3

非営利法人ワーキング・グループにおける検討状況について(その3)

# 第1 社団関係(WG資料14)

いわゆる財産拠出型(1)の非営利法人については、次のような規律の下にある ものとして構成する。

- 1 法人は、定款の定めるところにより、社員又は第三者に対し、拠出金(仮称)の拠出を求めることができるものとする。
  - 1 「出資」という用語は、現行法令上、法人の財産に対する持分を伴う意味で用いられることが多く、法人の財産に持分を有しない非営利法人(仮称)において、「出資」という用語を用いることは相当でない。
  - 2 拠出金(仮称)は、法人の財産的基礎を構成するものと位置づけることとする。
- 2 拠出金(仮称)の拠出をした者は、拠出額の限度でその返還を受けることができるものとする。
  - 1 拠出金(仮称)の返還は、 定時社員総会の決議に基づき、かつ、 毎事業年度末の貸借対照表に基づき剰余金として処分可能な額の範囲内で行わなければならないものとする。
  - 2 拠出金(仮称)の返還に係る債権には、利息を付することができないものとする方向で検討する。
- 3 法人の清算時における拠出金(仮称)の返還に係る債務の弁済は、法人の 他の債務が弁済された後でなければ、することができないものとする。

拠出金(仮称)の拠出がされた法人における残余財産とは、債務(拠出金(仮称) の返還に係る債務を含む。)を完済した解散後の法人に残存する財産をいうもの とする。 4 上記のほか、拠出金(仮称)に関する登記、拠出金(仮称)の払込の手続、拠出金(仮称)の増加の手続等に関する規律の要否について、引き続き検討する。

## 第2 財団関係(WG資料13、15)

1 公益性を要件としない財団形態の非営利法人制度を創設する意義、理念

次のような意見があり、引き続き検討する。

公益性の有無に関わらず、一定の設立者意思に従った活動が制度的に尊重 されるタイプの法人制度を設けることに意義があるのではないか。

人々の結合体ではなく、一定の目的のために提供された財産に法人格を与えることに意味があり、かつ、このことは当該目的に公益性が認められる場合に限定されないと考えられるのではないか。

法人格の付与と公益性の判断を分離するという基本的な枠組みを前提とすると、財団形態の法人についても、公益性の有無に関わらず、法人格を付与する制度の創設が必要となるのではないか。

公益性を要件としない財団形態の非営利法人を広く認めた場合の懸念として、次の 指摘がある。

家産の承継を目的とする財団(家族世襲財団)の設立が可能となり、現行の相続 法秩序と抵触するおそれが生じるのではないか。

公益でない目的の下に財産が固定化するおそれや財の効率的な活用が阻害されるおそれが生じるのではないか。

債権者(一般債権者、租税債権者)を害する目的等で財団が設立されるなど、法 人格の不正利用のおそれが生じやすくなるのではないか。

#### 2 設立

設立は、準則主義とする。

準則主義による法人格の濫用のおそれについては、後記3から8までの規律によって対処する。

# 3 目的及び事業

次の2案があり、引き続き検討する。

- (1) 公序良俗に反しない限り、制限を設けないものとする。
  - 1 法人の活動によって得た利益(剰余金)を設立者(財産の出捐者を意味する。 以下同じ。)に帰属させることを目的としてはならないものとすることの要否について、検討する。
  - 2 法定の存続期間を設けることの当否について、検討する。
- (2) 公序良俗に反する場合に加え、一定の制限を設けるものとする。
  - 1 一定の制限の例として、次の指摘がある。
    - ア もっぱら私益を図る目的であってはならないものとする。
    - イ 主として収益事業を行ってはならないものとする。
    - ウ 広い意味での公益(例えば、同窓会のための財団を含む。)を目的とするものでなければならないものとする。
  - 2 1の制限を実効あらしめるための方策(理事が 1の制限に違反する行為を した場合における監事等による当該行為の差止請求権やその制限違反を理由 とする解散を求める訴え等)のあり方について、検討する。

## 4 基本財産

設立時に一定規模以上の基本財産を備えなければならないものとする。

- 1 最低基本財産の額については、現行の会社制度における最低資本金の額なども 参考としつつ、検討する。
- 2 設立後の最低基本財産維持義務(処分の制限)の要否については、いわゆる基本 財産取り崩し型の必要性を踏まえ、検討する。

## 5 ガバナンス

法人の機関として、原則として、評議員(会)、理事(会)及び監事を置くものとする。

- 1 財団における自律的なガバナンスを強化する観点から、評議員会、理事会及び監事を必置の機関とし、評議員及び理事の員数は、それぞれ3人以上、監事の員数は、 1人以上とする方向で検討する。
- 2 評議員会の主な権限は、 理事、監事の選解任、 計算書類の承認、 寄附行為 の変更、 法人の合併、解散、継続など重要事項の決定とする方向で検討する。
- 3 基本財産等が小規模な財団については、理事(1人以上)は必置とするが、評議員 又は監事は任意とすべきではないかとの指摘がある。

## 6 寄附行為の変更

寄附行為の変更をすることができるものとする。

寄附行為の変更に関する規律としては、次の2つの考え方がある。

寄附行為の変更に関する要件を法定する。

寄附行為の変更に関する要件については、寄附行為の必要的記載事項とする。

## 7 残余財産の帰属

寄附行為で定めるものとする。

次の又はの制限を設けるものとすることの当否について、検討する。

設立者には、残余財産を出捐額の限度で帰属させることは妨げないが、出捐額を 超えて帰属させてはならないものとする。

設立者には、出捐額を含め、残余財産を帰属させることはできないものとする。

#### 8 解散命令等

株式会社制度に倣い解散命令(商法第58条)及び休眠法人の整理(商法第406条/3)に相当する制度を設けるものとする。